

# 投資信託振替制度に係る業務処理要領第1.3版 新旧対照表(2023/4/3)

## 第1章 総則

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

## 第2章 投資信託受益権に係る発行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

### 第3章 投資信託受益権に係る振替手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

## 第4章 投資信託受益権に係る販売会社移管

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	4	5	9	変更	(a) 受方及び渡方販売会社の間で確認した移管の内容について取消・訂正が生じた場合には、速やかに、 <u>取消・訂正が生じた移管の内容について当該販売会社間で再調整を行う。</u>	(a) 受方及び渡方販売会社の間で調整した移管の内容について取消・訂正が生じた場合には、速やかに、当該販売会社間で再調整を行う。	5. a(a)
2	4	6	12	変更	(a) 受方及び渡方販売会社の間で確認した移管の内容について取消・訂正が生じた場合には、速やかに、 <u>取消・訂正が生じた移管の内容について当該販売会社間で再調整を行う。</u>	(a) 受方及び渡方販売会社の間で調整した移管の内容について取消・訂正が生じた場合には、速やかに、当該販売会社間で再調整を行う。	6. a(a)
3	4	8	16	変更	b 間接口座管理機関と上位機関である機構加入者との間でのルール策定について 間接口座管理機関とその上位機関である機構加入者との間において、販売会社移管時の書類作成や時間的期限等に関する <u>取決め事項</u> がある場合、関係当事者で <u>当該取決め事項</u> について調整を行う。	b 間接口座管理機関と上位機関である機構加入者との間でのルール策定について 間接口座管理機関とその上位機関である機構加入者間において、販売会社移管時の書類作成や時間的期限等に関する <u>取り決め事項</u> がある場合、関係当事者で調整を行う。	8. b

## 第5章 投資信託受益権に係る抹消手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		

## 第6章 信託の併合

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	6	1	1	変更	※ 信託の併合を実施する際には、本手続に記載されていない事項についての調整が必要となることも考えられるため、発行者は、機構に事前相談するものとする。	※ 信託の併合を実施する際には、本手続に記載されていない事項についての、個別調整が必要となる可能性もある。このため、信託の併合について具体的な検討を開始する際には、機構との事前調整も必要になる。	1. 備考欄
2	6	5	12	追加	e 機構加入者は、併合日の残高確認(リコンサイル)において、上記dの増加の記録がなされていることについて、その備える振替口座簿における口数と照合する。また、間接口座管理機関についても、併合日の残高確認(リコンサイル)において同様に照合を行う。	—	5. (3)e
3	6	5	13	追加	e 機構加入者は、併合日の残高確認(リコンサイル)において、上記dの減少の記録がなされていることについて、その備える振替口座簿における口数と照合する。また、間接口座管理機関についても、併合日の残高確認(リコンサイル)において同様に照合を行う。	—	5. (4)e

## 第7章 投資信託受益権の分割及び併合

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	7	2	2	変更	<p>a 投資信託受益権の分割を行おうとする発行者は、分割の日の2週間前までに、機構に対し、「投資信託受益権の分割に係る通知書」により、以下の事項を連絡する。</p> <p>① 分割の対象銘柄(銘柄正式名称、ISINコード)</p> <p>② 増加比率(分割により受益者が新たに受ける受益権の総口数の、分割前の受益権の総口数に対する割合)</p> <p>③ 分割の日</p> <p>④ 分割前後における1口当たり元本</p>	<p>a 投資信託受益権の分割を行おうとする発行者は、分割の日の2週間前までに、機構に対し、「投資信託受益権の分割に係る通知書」により、以下の事項を連絡する。</p> <p>① 分割の対象銘柄(銘柄の正式名称、ISINコード)</p> <p>② 増加比率(分割により受益者が新たに受ける受益権の総口数の、分割前の受益権の総口数に対する割合)</p> <p>③ 分割の日</p> <p>④ 分割前後における1口当たり元本</p>	2. (1)a.
2	7	3	8	変更	<p>a 投資信託受益権の併合を行おうとする発行者は、併合の日の2週間前までに機構に対し、以下の事項を通知する。</p> <p>① 併合の対象銘柄(銘柄正式名称、ISINコード)</p> <p>② 減少比率(1から併合後の受益権総発行口数の併合前の総発行口数に対する割合を控除した割合)</p> <p>③ 併合の日</p> <p>④ 併合前後における1口当たり元本</p>	<p>a 投資信託受益権の併合を行おうとする発行者は、併合の日の2週間前までに機構に対し、以下の事項を通知する。</p> <p>① 併合の対象銘柄(銘柄の正式名称、ISINコード)</p> <p>② 減少比率(1から併合後の受益権総発行口数の併合前の総発行口数に対する割合を控除した割合)</p> <p>③ 併合の日</p> <p>④ 併合前後における1口当たり元本</p>	3. (1)a.

## 第8章 投資信託受益権の差押え

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
					変更箇所はございません。		



## 第9章 投資信託受益権に係る個別移行手続

項番	章	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	9	2	5	変更	<p>d 「移行申請データ」及び「振替受入簿データ」の作成・事前確認 代理申請者は、機構から連絡のあった移行日の前々営業日の12:00までに、「個別移行申請書」と機構が提示したフォーマットにより作成した「移行申請データ」及び「振替受入簿データ」を、事前確認のため、機構に対してTarget 保振サイト接続により提出する。</p>	<p>d 「移行申請データ」及び「振替受入簿データ」の作成・事前確認 代理申請者は、機構から連絡のあった移行日の前々営業日の15:00までに、「個別移行申請書」と機構が提示したフォーマットにより作成した「移行申請データ」及び「振替受入簿データ」を、事前確認のため、機構に対してTarget 保振サイト接続により提出する。</p>	2. (2)d

# 別紙等

項番	別紙番号等	項	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	別紙1-1	3	2	変更	3. 計算会社等を利用している場合における留意点 破綻口座管理機関は、計算会社等のシステムを利用することにより、 <u>上記2.</u> に掲げる各業務を行っている場合には、口座管理機関業務終了までの間、引き続き、当該計算会社等のシステムを利用する必要がある。	3. 計算会社を利用している場合における留意点 破綻口座管理機関は、計算会社のシステムを利用することにより、2.に掲げる各業務を行っている場合には、口座管理機関業務終了までの間、引き続き、当該計算会社のシステムを利用する必要がある。	3.
2	別紙1-1	3	2	追加	※ <u>計算会社等の詳細は、社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則第12条を参照。</u>	—	3. 備考欄
3	別紙1-1	3	2	変更	※ 破綻に伴い、計算会社等との契約解除がされると口座管理機関業務の継続が困難となる可能性がある。	※ 破綻に伴い、計算会社との契約解除がされると口座管理機関業務の継続が困難となる可能性がある。	3. 備考欄
4	別紙7-6	1	1	変更	(4)機構へのデータ通知方法 機構加入者は、自社が作成した分割(併合)対象口座データ及び間接口座管理機関から通知された分割(併合)対象口座データをTarget保振サイト接続により、機構に通知する。 なお、間接口座管理機関と上位の口座管理機関の間のデータの通知方法については両方で調整する。 ※ <u>電磁的記録媒体の郵送や電子メール等の利用が想定される。</u>	(4)機構へのデータ通知方法 機構加入者は、自社が作成した分割(併合)対象口座データ及び間接口座管理機関から通知された分割(併合)対象口座データをTarget保振サイト接続により、機構に通知する。 なお、間接口座管理機関と上位の口座管理機関の間のデータの通知方法については両方で調整する。	1. (4)